

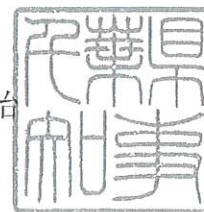
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県野田市上三ヶ尾268番地の2

氏名 株式会社 共栄サービス
代表取締役 諸橋 宏則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成29年2月10日

許可の有効年月日 平成34年2月2日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥, ウ 廃油, エ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, オ 紙くず, カ 木くず, キ 繊維くず, ク ゴムくず, ケ 金属くず（自動車等破砕物を除く）, コ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み, 自動車等破砕物を除く）, サ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成4年2月3日	更新許可
平成29年2月10日	更新許可
平成30年2月14日	変更届（住所変更, 組織変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。

再複写無効
確認印の無いものについては
当社が発行した許可証(写し)では
ありません。

株式会社共栄サービス

確認印